

○税務保険課からのお知らせ

①町税及び国民健康保険税の納期及び納税通知書について

平成21年度の町税及び国保税(特別徴収を除く)の納期は次のとおりです。

また、各税目の納期限(各納期の月末)までに税金が納付されない場合、一定期間経過後に督促状が発せられ、1件100円の督促手数料がかかりますので、納期限を忘れずに納付して下さるようお願いいたします。

なお、納税通知書は、各税目ごとに1年分を1冊にまとめた冊子形式となっていますので、紛失等しないよう大切に保管してください。

また、納付の際に督促状や随時用の納税通知書で納付された場合は、二重納付の原因となりますので、当初にお送りした納税通知書と合わせて保管してください。特に、固定資産税と国保税の領収書については、下記の③美波町過誤納補てん金支給規則に規定する資料となりますので、大切に保管してください。

○町税の納期限

税目	期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	1期	1期											
固定資産税	3期		1期				2期			3期			
個人町民税	3期			1期			2期			3期			
国民健康保険税	6期				1期	2期		3期	4期		5期	6期	

※国民健康保険税の特別徴収対象者の方は、年金支払月毎に特別徴収させていただきます。

※個人町民税では、公的年金等からの特別徴収が10月から開始されます。

②口座振替制度の利用について

町税等の納付には、「安全」で「便利」な口座振替制度の利用をお勧めします。納付書により直接役場などに納めに行く手間が省け、また、納期限を忘れてしまうことなく、納め忘れもありません。

新たに口座振替を希望される方は、預金通帳、印鑑、納税通知書を持参のうえ、町内各金融機関の窓口で手続きをしてください。

なお、口座振替利用者の方には、領収書の発行は省略させていただいており、1年間の町税の納期限が全て終了した3月上旬に「町税口座振替領収済通知書」により1年間に納付していただいた町税等の納付状況をお知らせいたします。(確定申告等に必要国保税の納付証明書は、随時発行できますので税務保険課又は由岐支所住民室までお問い合わせください。)

③美波町過誤納補てん金支給規則の制定について

この規則は、瑕疵ある賦課決定に基づき納付又は納入された固定資産税若しくは国民健康保険税の資産割に係る部分で、地方税法に規定する時効によって還付することができない過誤納金に相当する額を納税者に返還するものです。過誤納金の還付期間は課税台帳の保存期間である10年間(ただし、納税者の保管する資料等で過誤納金の確認ができる場合は、その確認できる期間までとしますが、20年を限度とします。)とし、5%の利息相当額を加算して過誤納金を還付することとし、平成21年4月1日から施行します。詳しくは税務保険課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 税務保険課 ☎ 77-3615 由岐支所住民室 ☎ 78-2211

平成21年度美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

- 資格要件等**
- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学し又は入学が決定している者
 - ②学業及び人物が優秀で心身ともに健全な者
 - ③学資の支弁が困難と認められる者
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

奨学金貸与額 (月額) ・大学等5万円 ・高校2万円

利 子 無利子

返 還 期 間 卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることとはできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

貸与者の決定 貸与人数は限られておりますので、審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申 請 方 法 申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。申請書に必要事項を記入の上期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申 請 期 限 平成21年5月22日(金)

問 い 合 せ 先 教育委員会(☎ 77-3620)